

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号を次のように改める。

(2) 休館日は、毎月第1月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

第6条を次のように改める。

第6条 青少年の家の使用料は、別表のとおりとし、使用日までに納付しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。

(2) 使用者が使用の取消しを申し出た場合において、青少年の家の運営に支障がなく、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

附則の次に次の表を加える。

別表（第6条関係）

名称・部屋名	基本使用料（1時間につき）
青少年の家 会議室	250円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、使用料を設定するとともに、本施設の休館日を新たに追加することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。